小牧市道路占用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市条例第49号

(小牧市道路占用料条例の一部改正)

第1条 小牧市道路占用料条例 (昭和39年小牧市条例第45号) の一部 を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「1,100」を「950」に、「1,600」を「1,500」に、「2,200」を「2,000」に、「940」を「850」に、「1,500」を「1,400」に、「2,100」を「1,900」に、「94」を「85」に、「920」を「830」に、「570」を「510」に、「1,900」を「1,700」に、「790」を「720」に、「2,300」を「2,400」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「40」を「36」に、「57」を「51」に、「85」を「77」に、「110」を「100」に、「170」を「150」に、「230」を「200」に、「400」を「360」に、「570」を「510」に、「1,100」を「1,000」に改め、同表中

法第32条	占用面積	1,900
第1項第3	1 平方メ	
号及び第4	ートル 1	
号に掲げる	年につき	
施設		

を

法第32条	自	法第2条第	地下に	長 さ 1 メ	5
第1項第3	動	2項第5号	設ける	ートル 1	
号に掲げる	運	に規定する	もの	年につき	
施設	行	自動運行装			
	補	置による検	その他	長 さ 1 メ	1 7
	助	知の対象と	のもの	ートル 1	
	施	して設置す		年につき	
	設	る導線その			
		他の線類			

		道路の構造	又は交	1 本 1 年	1,400
		通の状況を	表示す	につき	
		る標示柱そ	の他の		
		柱類			
		その他のも	上空に	占用面積	8 5 0
		0	設ける	1 平方メ	
			もの	ートル1	
				年につき	
			地下に	占用面積	5 1 0
			設ける	1 平方メ	
			もの	ートル1	
				年につき	
	その	り他のもの		占用面積	1,700
				1 平方メ	
				ートル1	
				年につき	
法第32条			占用面積	1,700	
第1項第4				1 平方メ	
号に掲げる				ートル1	
施設				年につき	

に

改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「1,100」を「1,200」に、「680」を「710」に、「1,900」を「1,700」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「23」を「240」に改め、同表道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件の項中「230」を「240」に、「2,300」を「2,400」に、「1,500」を「1,400」に、「2,300」を「2,400」に、「1,100」を「1,200」に改め、同表令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備の項中「1,900」を「1,700」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「230」を「240」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第

7号に掲げる施設の項中「190」を「170」に改める。

(小牧市都市公園条例の一部改正)

第2条 小牧市都市公園条例(昭和50年小牧市条例第21号)の一部を 次のように改正する。

別表第3都市公園を占用する場合の項中

г			
ı	1本1年につき	1,100	を 」
Г			
I	1本1年につき	9 5 0	に、「1,600」を
F			
l	$1,500$ \mathbb{C} $12,$	$[2\ 0\ 0\]\ \mathcal{E}^{+}2,0$	000」に、「940」を
Γ	850」に、「1,5	00」を「1,40	0」に、「2,100」を
Γ	1.90018	94, \$	85] に、「1,900」
٠.			
8		4 O]」を「	36」に、「 57」
を	51 に、「	85」を「77」に	、「110」を「100」
	. 「170」を「15		
Г			
ı	長さ1メートル1年	2 3 0	
	につき	2 3 0	を
	にづさ		J
Γ			
	長さ1メートル1年 につき	2 0 0	
	につき		に、「400」を「360」
	(C) C		
に、	、「570」を「51	0 に、	
Г			
1	長さ1メートル1年 につき	1,100	
	につき	·	を
	(C) C		J
Γ			
·	長さ1メートル1年	1,000	
	につき		に、
			J
Γ		1	
	使用面積1平方メー	2 3 0	<i>*</i> .
	 トル1月につき		を

使用面積 1 平方メー 2 4 0 に改める。

(小牧市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第3条 小牧市公共用物の管理に関する条例 (昭和50年小牧市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1電柱、電話柱その他これらに類するものの設置の項中「1,100」を「950」に、「1,600」を「1,500」に、「2,200」を「2,000」に、「940」を「850」に、「1,500」を「1,400」に、「2,100」を「1,900」に、「94」を「85」に改め、同表水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの設置の項中「40」を「36」に、「57」を「57」を「51」に、「85」を「77」に、「110」を「100」に、「170」を「150」に、「230」を「200」に、「400」を「360」に、「570」を「510」に、「1,100」を「1,000」に改め、同表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場の設置の項中「230」を「240」に改め、同表農地又は採草放牧地としての使用の項及びその他の目的による使用の項中「1,900」を「1,700」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。